

## 「こども基本法」 8月号

～「こころの扉」を少し開いてみませんか～

「この法律は、日本国憲法および児童の権利条約の精神にのっとり、こどもの権利の擁護が図られる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とする」これは、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」第1条の要約です。基本法は、全ての子どもが自立した個人として権利を守られ、平等に幸せな生活が送れるようにと考えたこども施策を総合的に推し進めるために制定された新しい法律です。

この基本法は、子どもに関するさまざまな取り組みを講ずるにあたっての基本理念を第3条に定めています。主な理念として、①全てのこどもは尊重され、基本的な権利が守られ、差別されないこと、②全てのこどもは、適切に養育されること、③全てのこどもは、そ

の年齢および発達に応じて、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会および多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが明記されています。③の意見を表明する機会および社会的活動に参画する機会が確保されることについては、これからは、あらゆる場面で子どもの意見を聞くことを当たり前にしていかなければならないということなのです。これまでのような大人中心のやり方や考え方を変えていくことが求められています。また第7条では、こども施策について、国民が関心と理解を深めることを努力義務としています。

基本法の施行により、こども施策が確実に実行され、子どもたちが、瞳を輝かせ、未来の夢を語るような社会をつくっていくことを、私たち大人一人一人が意識していくこと

が大切になります。こども基本法をきっかけに、もう一度子どもの権利について考えてみましょう。

